

千葉市条例第 号

千葉市議会委員会条例の一部を改正する条例

千葉市議会委員会条例（昭和31年千葉市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第6条の見出しを「（特別委員会の設置等）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第24条第2項中「かたよらない」を「偏らない」に改める。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

~~~~~

## 議 案 説 明

地方自治法の一部改正に伴い、常任委員の所属及び特別委員の任期について定めるほか、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。